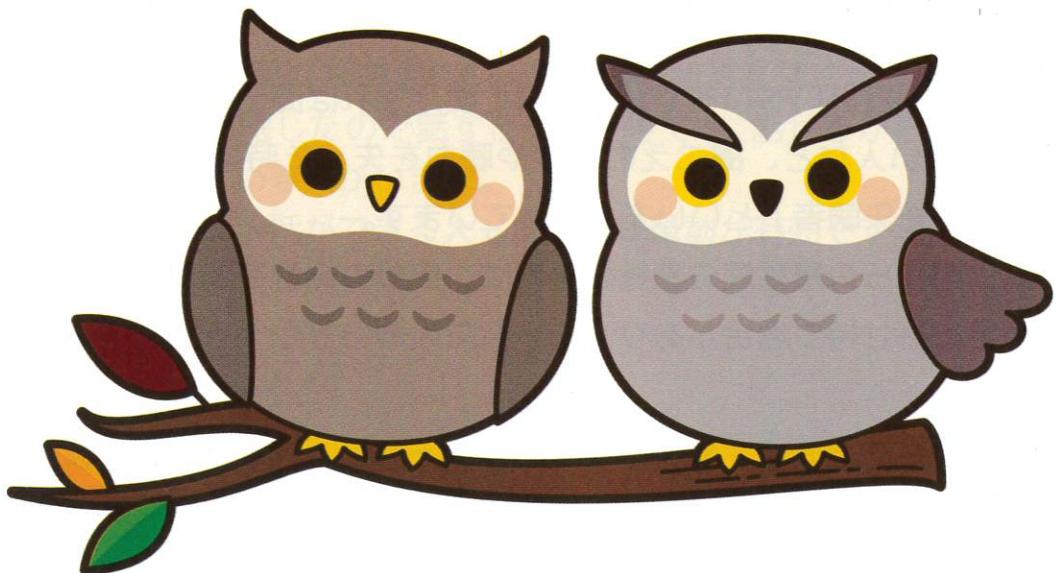


令和 3 年度 地域生活支援拠点事業

**手話で交流できる まち
「あなたらしく生きる」ために**



日本で初めて設立された手話サークルの名称となったのが「みみずく」です

土佐清水市

令和 4 年 3 月発行

1. 地域生活支援拠点事業とは？

地域生活支援拠点事業とは、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、その人がその人らしく、安心して地域で生活していくための3つの事業（①コーディネート事業②地域づくり事業（支援機関連携）③地域づくり事業（広報啓発））を実施して、地域全体でその人の暮らしを支援する事業です。

この冊子は、③地域づくり事業（広報啓発）で、障害児者が日常生活および社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去し、障害への理解を深めるために作成するもので、今年度は、聴覚障害と手話言語について、市民の皆さんに理解をしていただくきっかけとなるよう、作成いたしました。

2. 聞こえに障害がある人とは？

聞こえない、聞こえにくい人たちのことを「耳が不自由な人」や「聴覚障害者」などといふいの方をします。

その聞こえの程度はいろいろで、補聴器を使用すれば聞こえる人、補聴器を使用しても聞こえない人など、聞こえの程度や聴力を失った時期によって「ろう者」「難聴者」「中途失聴者」といふ方が違っています。

また、幼少期からの最重度の聴覚障害者は、自分の発音を聞くことが難しいために、言語障害を併せ持つ場合があり、こうした人のことを「ろうあ者」ともいいます。

聞こえに障害がある人は、外見が（聞こえる人と）同じように見えることから、聴覚障害は「見えない障害」ともいわれています。

聞こえに障害がある人のコミュニケーション方法は、「保有する聴覚の活用」と「視覚情報の活用」に大きく分けることができます。

(1) 保有する聴覚の活用とは、補聴器や人工内耳、補聴援助システム（ヒアリンググループなど）を用いて聞こえを補い、得られたわずかな情報から「聞き取る」ことです。

(2) 視覚情報の活用とは、手話、指文字、口話、筆談、要約筆記など、視覚により情報を得ることです。（詳細は3ページをご覧ください。）

ろう者

生まれた時から聞こえないか乳幼児期に高熱などの病気で失聴した人をいいます。言語を獲得する前に聞こえなくなった場合は、話すことが困難となる人も多くいます。

ろう者の多くは「手話」でコミュニケーションをしています。書けば通じると思われがちですが、育ってきた環境や教育により、言語の獲得や理解力、情報の取得、知識などに個人差が大きく、対応には配慮が必要です。

難聴者

聞こえにくい人のことをいいます。聞こえの程度はさまざまで、音が聞こえても言葉までは聞き取れない人もいます。また、1対1では聞こえても集団の中では全く聞き取れない人もいます。会話の時は、補聴器を使用したり口元をみて言葉を読み取る人が多いので、口元がはっきり見えるように配慮したり、通じない時は紙に書いて伝える「筆談」という方法もあります。

中途失聴者

人生の途中で病気や事故、薬の副作用等が原因で聞こえなくなった人をいいます。言葉を獲得した後に失聴したので話すことはできても、話せるから聞こえると誤解され不便な思いをしている人がいます。

中途失聴者の中には手話ができる人もいますが筆談が有効です。

3. 手話は言語？

手話は独自の文法を持ち、表情や身振りなども加えて豊かな表現ができるろう者の言語（ことば）です。

ろう者は、お互いの気持ちを考え、理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできました。

2006年、国連総会で障害者権利条約が採択され、2011年に改正された障害者基本法によって「手話は言語」であることが世界的に認められるようになりました。

しかし、聞こえる人が中心の社会において、聞こえないことが原因で日常生活で困る事例や聞こえないことによる差別がなくなったとはいえません。聞こえないことは外見からはわかりにくく、聞こえる人が自然に得られている音声の情報を得ることができません。

ろう者にとって最も自然で、自由に会話ができるのが手話なのです。

4. 聞こえない人のコミュニケーション

聞こえない人々は、それぞれの聞こえの状況に応じてコミュニケーションの方法もさまざまです。

ひとつ的方法だけを使っているのではなく、複数の方法を使い分けながらコミュニケーションをとっています。

手話(しゅわ)

手の形、位置、向きによって単語を表し、手指や体の動き、顔の表情などを表現する言語です。

口話(こうわ)

聴覚障害者が、相手の口の動きを読み取り、表現したい言葉を発話（口の形と音声）で表す特殊な技術のことで、簡単な言葉は読めますが、早口や同じような口形は伝わりにくいので、相手の顔を見てゆっくりはっきり話しましょう。

要約筆記(ようやくひっき)

話されている内容を要約し、文字として伝えることを言います。主に第一言語を手話としない、中途失聴者・難聴者などを対象に用いられます。あくまで聴覚障害者のために「発話時点で要約し通訳すること」を保障するので、音声の記録行為とは異なります。



指文字(ゆびもじ)

日本語の50音を指で表現します。人名、地名など、手話の補足に用いられます。

筆談(ひつだん)

紙に書いてお互いの意思を伝え合います。中途失聴者や難聴者など日本語を習得した人には有効ですが、中には文章が苦手な人もいます。筆談の場合は、ポイントを押さえ、簡単な文章と読みやすい字で書いてください。

空書(くうしょ)

空中に、伝えたいことを書く方法です。ひらがなや簡単な漢字などは、空中に文字を書くようにすると、相手は読み取りやすくなります。

身振り(みぶり)

形や動きの特徴をとらえて体で表現します。

5. 聞こえない人と接する時は……

- 聞こえない人は、後ろから声をかけられたり、突然話しかけられたりすると、すぐに話に入れないことがあります。
まず、軽く肩をたたいて合図をし、視線を合わせてから話し始めるとよいでしょう。
- 手話や口の動きを読み取るといった読話では、口元の動き、表情、身振りなどが意味を読み取る大きな手がかりとなります。顔を相手に向け、話題にしているものを指さしすることで情報を伝えることができます。
また、太陽の光や部屋の灯り等は、逆光で情報の妨げになることがあるので話す位置に気をつけましょう。
- マスクをしていると話の内容が分からず不安になったり、口話での情報を取得することができません。フェイスガードなど口の形が見えるものにつけていただけますと助かります。
- 集会や会議などで話し合いの場に聞こえない人がいる場合は、聞こえる人たちだけで話を進めず、板書等本人にも伝わるコミュニケーション方法で伝えるよう心がけましょう。

地震や災害が起きた時、防災無線が聞こえず危険な目にあったり、状況が分からず逃げ遅れたりする心配があります。

また、避難所では支援物資などの必要な情報が入らず、困ることがたくさんあります。



電車やバスに乗っている時、事故等で時間が遅れるなどのアナウンスや病院での呼び出し、店内の放送が分からなかったりします。

土佐清水市議会令和2年6月会議で「土佐清水市手話言語条例」が可決・成立しました。

土佐清水市ではこれまで以上に市民の皆さまが手話に触れ合えるよう、手話奉仕員派遣事業を中心に取り組みを進めます。

市民の皆さまには基本理念をご理解いただき、手話を使って安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、ご協力をお願いいたします。

土佐清水市手話言語条例



難聴がわかるアニメ「なんちょうなんなん」について

福岡市を拠点に活動している難聴の子を持つ家族会「そらいろ」では、難聴理解促進のために動画を作っています。

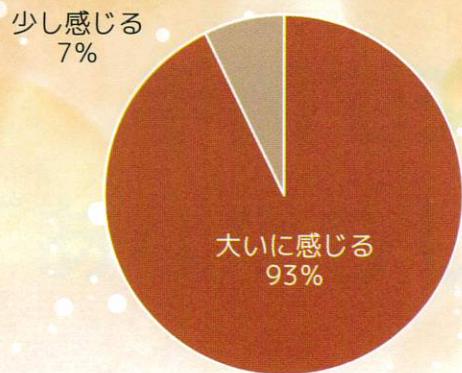
下記リンクから自由にダウンロードできますので、ぜひご覧になってください。
<https://photos.app.goo.gl/7gRFqSoEazGqjQUeA>



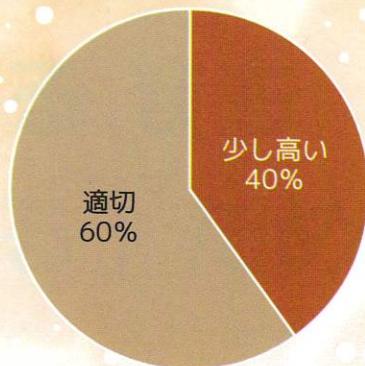
© 難聴の子を持つ家族会「そらいろ」

◆◆ 令和3年度 手話教室受講者アンケート集計 ◆◆ 【18人中15人提出】

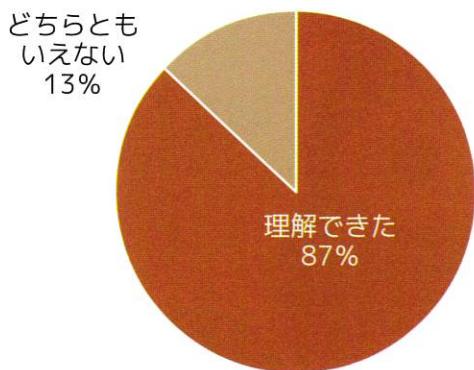
 手話教室の内容は必要性を感じるものでしたか？



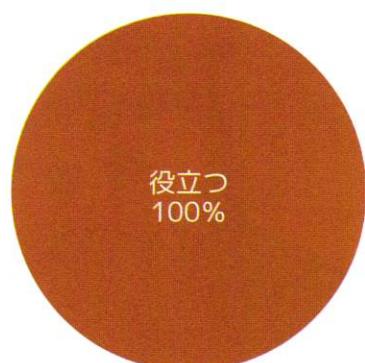
 研修内容・表現のレベルは適切でしたか？



 あなたは研修の内容を十分に理解できましたか？



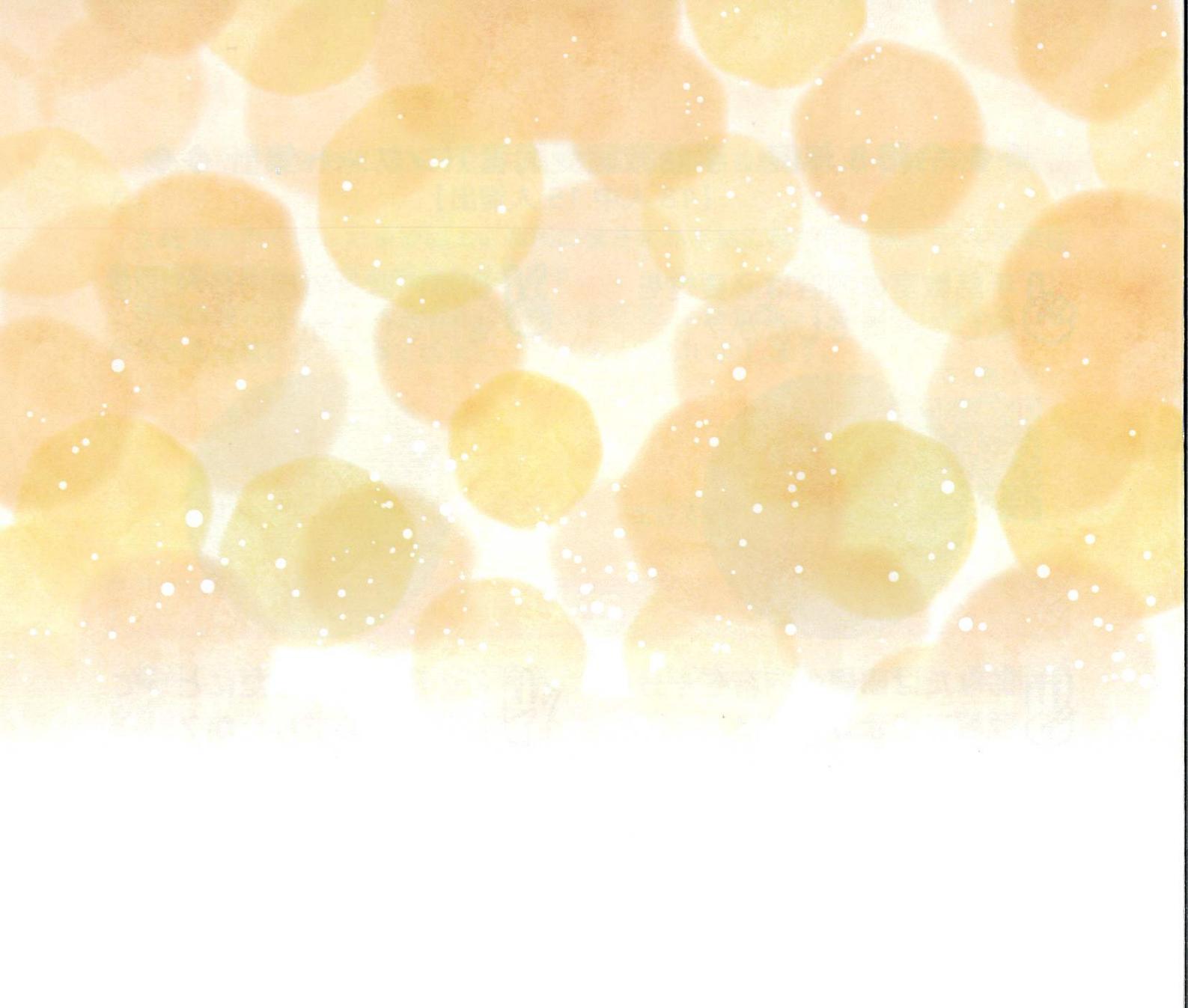
 この研修はあなたにとって役立つものでしたか？



 手話教室受講者については、今年度は手話奉仕員に加え、初心者も受講可能としたこともあり8回の講座の延べ人数は141名、昨年度69名から2倍以上の増加となり、うち、初めて受講する方は27人中15人と、全体の55%となりました。受講者からは「手話が分からぬ場面があったが、他の方法で工夫をしながら伝えることが身についた」との声が聞かれ、手話奉仕員をはじめ、手話初心者の方にも手話表現技術の向上と障害者福祉について考えるきっかけに繋がりました。

アンケート結果から、手話の必要性を知ることができたとの感想が多く、9割以上の方が手話を勉強する機会が必要であると思っていることがわかりました。

また、受講者全員が「この研修は今後の役に立つ」と感じていることや、「改めて手話の必要性や通じることの嬉しさを感じた、もっと手話を頑張りたい」などのご意見もいただきました。



「地域生活支援拠点事業」
あなたが「あなたらしく」生活できるよう地域全体で支えていくこと

この冊子は、土佐清水市の委託を受けて作成しています。

**特定非営利活動法人
ふくしねっとCoCoてらす** (受託事業者)

〒787-0321 土佐清水市浜町6番22号
TEL (0880)87-9209 FAX (0880)87-9216
✉ cocoterrace@fukushinet.or.jp

土佐清水市福祉事務所

〒787-0392 土佐清水市天神町11番2号
TEL (0880)82-1118 FAX (0880)87-9012
✉ hukushi@city.tosashimizu.lg.jp